

運営費交付金債務等の収益化及び固定資産取得時の会計処理に関する要綱

国立大学法人和歌山大学運営費交付金債務等の収益化 及び固定資産取得時の会計処理に関する要綱

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程第 93号

最終改正 令和 4年 6月17日

(目的)

第1 運営費交付金債務、授業料債務、寄附金債務、預り補助金等（「国立大学法人会計基準第16条第4号の預り補助金等」をいう。以下同じ。）、前受受託研究費等（前受受託研究費、前受共同研究費、前受受託研究員費等、前受受託事業費、前受共同事業費をいう。以下同じ。）、目的積立金の収益化及び預り施設費でやむなく発生した収益認識、並びに運営費交付金、授業料による固定資産取得時の会計処理は、国立大学法人会計基準によるほか、国立大学法人和歌山大学における取扱いは以下のとおりとする。

(運営費交付金債務の収益化)

第2 運営費交付金債務の収益化は期間進行基準に基づき、3月末日時点において決算整理で計上するものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 当該年度の予算に計上され、政府調達協定の対象となる調達に係る取得予定額について、やむを得ない事由により当該年度に納品できないことが明らかなものについては、収益化しないことができるものとする。
- (2) 文部科学省から「基幹運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」により措置された事業等の収益化は文部科学省の定めるところにより、認識・測定し、3月末日時点において決算整理で計上するものとする。
- (3) 前各号に定めるもののほか、業務達成基準により、認識・測定するものは3月末日時点における達成度に応じて決算整理で計上するものとする。

(授業料債務の収益化)

第3 授業料債務の収益化は、期間進行基準に基づき、3月末日時点において決算整理で計上するものとする。

(寄附金債務の収益化)

第4 寄附金債務の収益化は費用進行基準に基づき認識・測定し、3月末日時点において決算整理で計上するものとする。ただし、期中（4月から翌年2月をいう。以下同じ）において各々の用途特定寄附金を全額執行した場合は、その月の末日時点において当該寄附金債務について計上するものとする。

(預り補助金等の収益化)

第5 預り補助金等の収益化は費用進行基準に基づき認識・測定し、3月末日時点において決算整理で計上するものとする。ただし、期中において各々の預り補助金等に係る事業等を完了した場合は、その月の末日時点において当該預り補助金等について計上するものとする。

(前受受託研究費等の収益化)

第6 前受受託研究費等の収益化は費用進行基準に基づき認識・測定し、3月末日時点において決算整理で計上するものとする。ただし、期中において各々の研究等を完了した場合

運営費交付金債務等の収益化及び固定資産取得時の会計処理に関する要綱

は、その月の末日時点において当該前受受託研究費等について計上するものとする。

(目的積立金の収益化)

第7 目的積立金の収益化は費用進行基準に基づき認識・測定し、3月末日時点において決算整理で計上するものとする。

(預り施設費の収益認識)

第8 例外的に発生した預り施設費の収益認識は費用進行基準に基づき認識・測定し、3月末日時点において決算整理で計上するものとする。ただし、期中において文部科学省が示す事項毎の預り施設費を全額執行した場合は、その月の末日時点において当該預り施設費について計上するものとする。

(固定資産(償却資産)取得時の会計処理)

第9 運営費交付金又は自己収入により固定資産(償却資産)を取得した際には、運営費交付金債務又は授業料債務をそれぞれ運営費交付金収益又は授業料収益に振り替えるものとする。

(固定資産(非償却資産)取得時の会計処理)

第10 運営費交付金又は自己収入により固定資産(非償却資産)を取得した際には、その取得が中期計画の想定範囲内であるときに限り、運営費交付金債務又は授業料債務をそれぞれ資本剰余金に振り替えるものとする。その取得が中期計画の想定範囲内に該当しないときは、運営費交付金債務又は授業料債務をそれぞれ運営費交付金収益又は授業料収益に振り替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月18日一部改正:法人和歌山大学規程第389号)

この改正要綱は、平成17年3月18日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、改正後の第2第4号の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成17年9月30日一部改正:法人和歌山大学規程第455号)

この改正要綱は、平成17年9月30日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年2月24日一部改正:法人和歌山大学規程第472号)

この改正要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日一部改正:法人和歌山大学規程第492号)

この改正要綱は、平成18年3月30日から施行する。

附 則(平成20年3月31日一部改正:法人和歌山大学規程第805号)

この改正要綱は、平成20年3月31日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、改正後の第9及び第10の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月24日一部改正:法人和歌山大学規程第903号)

この改正要綱は、平成21年3月24日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成22年5月25日一部改正:法人和歌山大学規程第1010号)

この改正要綱は、平成22年5月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年3月18日一部改正:法人和歌山大学規程第1198号)

この改正要綱は、平成23年4月1日から適用する。

運営費交付金債務等の収益化及び固定資産取得時の会計処理に関する要綱

附 則（平成23年9月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1209号）

この改正要綱は、平成23年9月30日から適用する

附 則（平成28年8月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1847号）

この改正要綱は、平成28年8月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和4年6月16日一部改正：法人和歌山大学規程第2464号）

この改正要綱は、令和4年6月16日から施行し、令和4年4月1日から適用する。